



無料低額診療申請件数

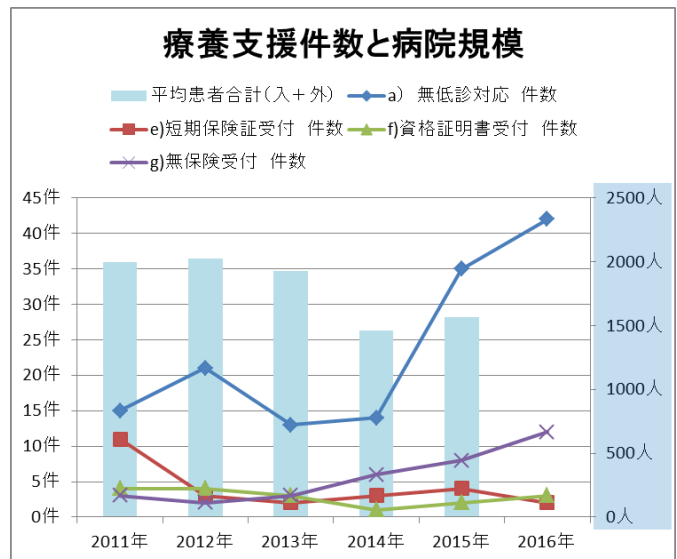
当院では2009年6月から制度開始「無料低額診療事業」を開始しました。「お金のあるなしで医療が差別されてはいけない」という信念のもとで、差額ベッド料を徴収せず、困難を抱えた人たちの「最後のよりどころ」として医療や介護に関する相談活動をすすめています。

国民の経済格差が社会問題となる中、大企業による「派遣切り」「雇い止め」「人員整理」、「倒産」や「廃業」で、市民の暮らしはますます深刻になってきています。その結果、医療費の支払いが困難で治療を中断したり、保険料が支払えなくて保険証が発行されず、手遅れになる患者さんの事例も増えてきており、命や健康を守る私たちにとっては心が痛みます。

当院でも、同様のご相談を頂く件数が毎年増加傾向にあります。

私たち岐阜勤医協の病院・診療所は、社会福祉法に基づいて、経済的な理由により適切な医療を受けることができない方々に対し、無料または低額な料金での診療を2009年6月1日から開始しました。岐阜県内の一般病院では初めての取り組みとなります。

「無料・低額診療事業」は、生活困難な方が経済的な理由によって必要な医療を受ける機会を制限されることのないよう、無料または低額な料金で医療を利用いただくもので、社会福祉法に位置づけられている事業です。



ご相談があった患者様へは、各種公的支援制度の適応を検討、案内、申請支援を行います。その上で、各種制度に適応しない又は申請・受理・施行に至るまでの一定期間に対し、一定の基準（おおむね生活保護基準の1.5倍未満）を満たした場合に院内にて協議の上、無料・低額診療が適応され、自己負担分の一部～全額をみどり病院が負担します。

年間の無料低額診療適応患者は毎年
20 件前後になります。

無料低額診療に関するご相談は、当
院よろず相談室までご連絡ください。

